

【auじぶん銀行取引規約（法人・団体）新旧対比表】

旧（赤文字部分が変更箇所）	新（赤文字部分が変更箇所）
<p>第1条 取引条件・取引方法</p> <p>1.～3.（略）</p> <p>4. バンキングサービス取引のうち、お客さまが当行に対し、パソコンを通じて、インターネット経由で別途定めるパソコンサービス利用規約所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引、サービスの提供を行うことを内容とする取引を「パソコンサービス」といいます。</p> <p>5.～8.（略）</p> <p>第2条 取引内容</p> <p>(1) パソコンサービス 振込取引、普通預金取引、口座情報の照会取引、届出情報の照会取引、その他当行の指定する取引</p> <p>(2) ポータルサービス 振込取引、普通預金取引、届出情報の変更取引、お問い合わせ、その他当行の指定する取引</p> <p>(3) （略）</p> <p>第3条 普通預金口座開設方法</p> <p>1. お客さまは、当行に普通預金口座（以下「口座」という）を開設するにあたっては、本規約および当行が別途定める各種規約等を承認のうえ、ネットワーク端末を通じて当行所定の申込画面に必要事項（法人名称、代表者名、住所、Eメールアドレス等）を入力しこれを当行にインターネット上で送信し、あわせて当行所定の必要書類を当行所定の方法でアップロードする方法により口座開設の申込みをするものとします。なお、当行が特に認めた場合に限り、お客さまは、本規約および当行が別途定める各種規約等を承認のうえ、必要事項（法人名称、代表者名、印章、住所、Eメールアドレス等）を記入した申込書（書面）を当行に提出し、あわせて当行所定の必要書類を当行所定の方法で当行に提出する方法により口座開設の申込みをすることができるものとします。</p> <p>2.3.（略）</p>	<p>第1条 取引条件・取引方法</p> <p>1.～3.（略）</p> <p>4. バンキングサービス取引のうち、お客さまが当行に対し、ネットワーク端末を通じて、インターネット経由で別途定めるパソコンサービス利用規約所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引、サービスの提供を行うことを内容とする取引を「パソコンサービス」といいます。</p> <p>5.～8.（略）</p> <p>第2条 取引内容</p> <p>(1) パソコンサービス 振込取引、総合振込取引および給与・賞与振込取引（これらの取引を総称して、以下「資金移動取引」という）、普通預金取引、口座情報の照会取引、届出情報の照会取引、その他当行の指定する取引</p> <p>(2) ポータルサービス 振込取引、普通預金取引、届出情報の変更取引、残高証明書の発行依頼、お問い合わせ、その他当行の指定する取引</p> <p>(3) （略）</p> <p>第3条 普通預金口座開設方法</p> <p>1. お客さまは、当行に普通預金口座（以下「口座」という）を開設するにあたっては、本規約および当行が別途定める各種規約等を承認のうえ、ネットワーク端末を通じて当行所定の申込画面に必要事項（法人名称、代表者名、住所、Eメールアドレス等）を入力しこれを当行にインターネット上で送信し、あわせて当行所定の必要書類を当行所定の方法で送信する方法により口座開設の申込みをするものとします。なお、当行が特に認めた場合に限り、お客さまは、本規約および当行が別途定める各種規約等を承認のうえ、必要事項（法人名称、代表者名、印章、住所、Eメールアドレス等）を記入した申込書（書面）を当行に提出し、あわせて当行所定の必要書類を当行所定の方法で当行に提出する方法により口座開設の申込みをすることができるものとします。</p> <p>2.3.（略）</p>

第4条 口座開設時の本人確認等

1. (略)
2. 口座開設時の本人確認は、以下の方法によって行います（実質的支配者の本人特定事項については、お客さまから申告を受ける方法その他当行所定の方法によって行います）。なお、当行への届出内容または申告内容に疑義があると判断した場合は、当行は口座開設を行いません。
 - (1) (略)
 - (2) 代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を当行所定の方法により送付する方法
 - (3) 代表者等からお客さまの名称および本店または主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第2項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法、または、当該方法に加え、お客さまの本店等に宛てて、取引関係文書を当行所定の方法により送付する方法
 - (4) 前各号のほか、犯罪収益移転防止法等により認められた方法のうちで、当行所定の方法

3.4. (略)

第7条 ID・パスワード等の届出等

1. お客さまは口座開設の際、別途定めるパソコンサービス利用規約に従い同サービスで使用する利用者 ID・ログインパスワード・取引実行パスワードの届出・登録を行うとともに、

第4条 口座開設時の本人確認等

1. (略)
2. 口座開設時の本人確認は、以下の方法（法人については第1号・第2号・第5号の方法、代表者等については第3号・第4号・第5号の方法）によって行います（実質的支配者の本人特定事項については、お客さまから申告を受ける方法その他当行所定の方法によって行います）。なお、当行への届出内容または申告内容に疑義があると判断した場合は、当行は口座開設を行いません。
 - (1) (略)
 - (2) 代表者等からお客さまの名称および本店または主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第2項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法、または、当該方法に加え、お客さまの本店等に宛てて、取引関係文書を当行所定の方法により送付する方法
 - (3) 代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を当行所定の方法により送付する方法
 - (4) 当行が提供する所定のソフトウェアを使用して代表者等の容貌および当行所定の顔写真付き本人確認書類をご送信いただき、本人確認書類に記載された代表者等の氏名、住所および生年月日と、お客さまが当行に口座開設を申込んだ際の代表者等にかかる届出内容、および本人確認書類上の顔写真と、代表者等の容貌を照合する方法
 - (5) 前各号のほか、犯罪収益移転防止法等により認められた方法のうちで、当行所定の方法

3.4. (略)

第7条 ID・パスワード等の届出等

1. お客さまは口座開設の際、別途定めるポータルサービス利用規約に従い同サービスで使用するログイン ID を届出するものとします。
2. お客さまは口座開設後、別途定めるパソコンサービス利用規約に従い同サービスで使用するログイン ID・ログインパスワード・確認用パスワードの登録を行うとともに、別途定める

別途定めるポータルサービス利用規約に従い同サービスで利用するポータルサイトログイン ID・ログインパスワードの届出・登録を行う（変更する場合やパソコンサービスの利用者を追加する場合は各利用規約の定めに従い変更登録または新規登録を行う）ものとします。

2. (略)

3. 取引実行パスワードは、お客さまがパソコンサービスを利用して振込取引その他当行所定の取引を行う際の本人確認に使用します。

4. お客さまが届出・登録を行った利用者 ID、ポータルサイトログイン ID、ログインパスワードおよび取引実行パスワード(以下、総称して「パスワード等」という)は、お客さまの責任において厳重に管理し、第三者には開示しないでください。パスワード等を失念、あるいは第三者に知られた可能性のある場合には、直ちに当行所定の方法により、パスワード等の変更手続きをとってください。この変更手続きが完了する前に第三者が不正取引を行ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

5.～8. (略)

ポータルサービス利用規約に従い同サービスで利用するログインパスワードの登録を行う（変更する場合やパソコンサービスの利用者を追加する場合は各利用規約の定めに従い変更登録または新規登録を行う）ものとします。

3. (略)

4. お客さまが、パソコンサービスを利用して資金移動取引その他当行所定の取引を行う際には、前項による本人確認に加えて、別途定めるパソコンサービス利用規約に従い、確認用パスワードおよびワンタイムパスワードの両方またはいずれか一方による本人確認を行います。

5. お客さまが届出・登録を行ったログイン ID、ログインパスワードおよび確認用パスワード(以下、総称して「パスワード等」という)およびワンタイムパスワードは、お客さまの責任において厳重に管理し、第三者には開示しないでください。パスワード等を失念、あるいは第三者に知られた可能性のある場合には、直ちに当行所定の方法により、パスワード等の変更手続きをとってください。この変更手続きが完了する前に第三者が不正取引を行ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.～9. (略)

改正附則（2022年12月11日）

1. この改正規約は、2022年12月11日から適用します。
2. 前項にかかわらず、以下の各号のお客さまについては、以下の各号に定める時期からこの改正規約を適用します。

(1) 2022年12月10日以前に普通預金口座開設の申込みを行ったお客さま（以下「既存顧客」という）のうち同年12月22日から2023年1月31日までの間にパソコンサービスの利用開始登録を完了したお客さま

利用開始登録日

(2) 前号以外の既存顧客

2023年2月1日